



今回のアンケート調査を行った結果、多くいただいた質問についてお答えします。その他、ご不明点があれば、川口市までお気軽にお問合せください。



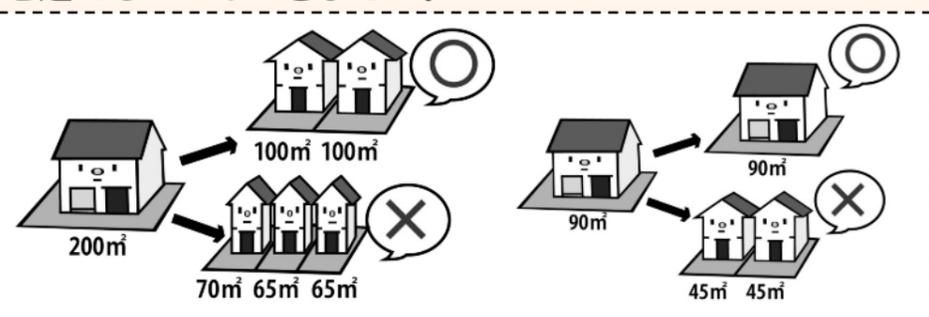
Q:地区計画が策定されると、ルールに合わない場合は、壁面をすぐに後退させたり、塀を取り壊さなければいけないのか？

A:地区計画が策定されても、すぐに住宅を建て替えたり、塀を取り壊したりする必要はありません。地区計画は、皆さまが建て替えたり、塀を作り直す際に守っていただくルールになりますので、時間をかけて少しずつ広まっています。

Q:「敷地規模の最低限度」のルールについて、地区全域を100㎡(約30坪)以上とするとあるが、土地が100㎡未満の場合、建替えができなくなるのか？ その場合、この地区から出ていかなければならないのか？

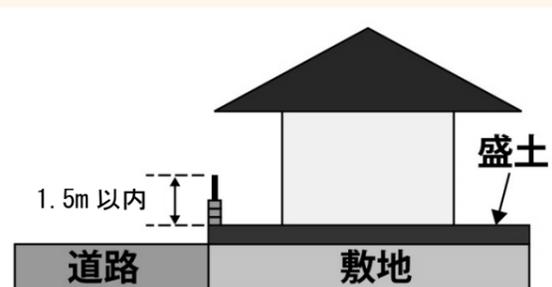
A:敷地規模のルールが100㎡以上と決まった場合ですが、現在の敷地が100㎡未満の敷地については、今までどおり建替えをすることができます。また、市の道路整備に協力していただいた結果、100㎡未満となる敷地についても、問題なく建て替えることができます。ただし、どちらの場合も、敷地を分割してしまうと、新たに建築物を建てることはできません。

100㎡と設定した場合



Q:「垣又はさくの構造の制限」のルールについて、垣やさくの高さを1.5mにした場合、敷地に盛り土をしていると、垣やさくが低すぎてプライバシーが守られなくなるのではないのか。

A:垣やさくの高さは敷地の地盤面を基点として考えます。そのため、敷地に盛り土をしている場合は右図のとおり、盛り土の上に1.5m以内の高さの垣やさくが整備されることとなります。



問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所:〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL:048-264-5321(直通) FAX:048-264-5322

発行日:平成26年2月
発行:芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会(事務局)川口市都市整備部市街地整備室
編集協力:㈱首都圏総合計画研究所

第11回・第12回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました！！

昨年10月に実施しましたアンケート調査にご協力頂きまして、ありがとうございます。当調査結果を踏まえ、昨年12月に第11回、本年1月に第12回芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会を開催しました。

また、平成26年2月22日(土)には、これまでの協議会での検討結果を踏まえた「地区計画の協議会案に関する説明会」を開催しますので是非ご参加ください。

第11回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年12月7日(土) 14時5分~15時25分
- 場所 芝公民館会議室1・2 / ●出席者 6名
- 主な議題
 - ・地区計画協議会(案)について
 - ・地区計画協議会(案)に関する意見交換会について



▲当日の意見交換の様子

第12回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

- 日時 平成26年1月24日(金) 14時5分~15時30分
- 場所 芝公民館講座室 / ●出席者 6名
- 主な議題
 - ・地区計画の協議会案に関する説明会について
 - ・市からの報告



▲当日の意見交換の様子

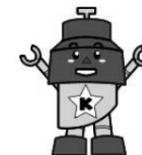
地区計画の協議会案に関する説明会を開催します！

下記のとおり地区計画の協議会案に関する説明会を開催します。詳細については、別紙「芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区 地区計画の協議会案に関する説明会のお知らせ」をご覧ください。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

- 日程 2月22日(土) 午前10時~11時半

●内容

- ・地区計画の協議会案の説明
- ・地区計画の協議会案に関する質疑応答



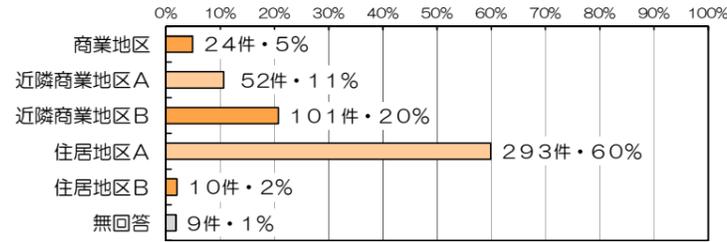
川口市マスコット「きゅぼらん」

アンケート調査結果のご報告 (有効回答数 489)

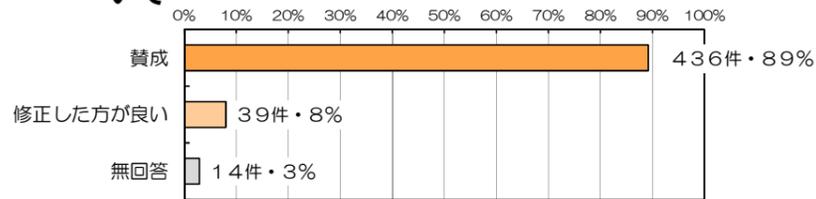
※各設問の「修正理由や修正案」、回答者の属性、及び自由記述欄に記載された内容は、川口市市街地整備室にて閲覧できます。
 ※各設問の詳細については、アンケート調査票(昨年10月にお配りした冊子)をご覧ください。

地区の目標・方針

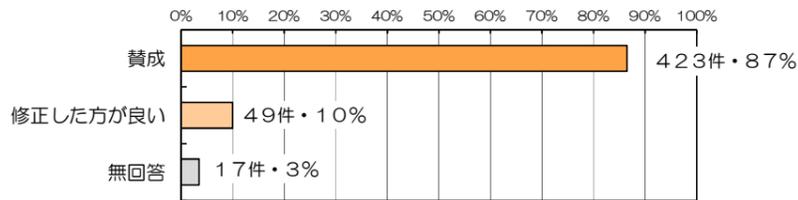
問 1-1 お持ちの土地や建物、またはお住いの建物の地区区分について



問 1-2 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区における目標(案)について

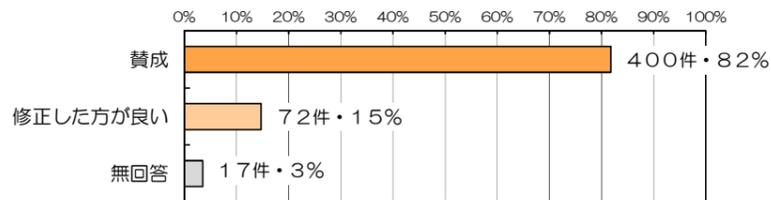


問 1-3 地区区分ごとの方針(案)について

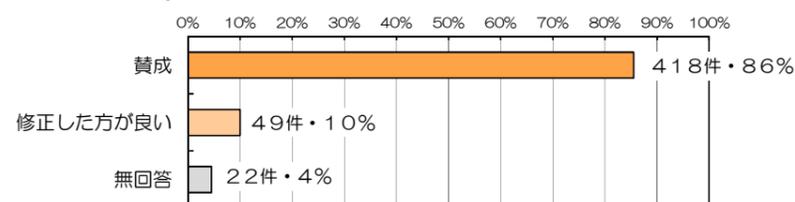


建築物等の用途の制限

問 2-1 商業系地区(商業地区・近隣商業地区A、B)における制限(案)について



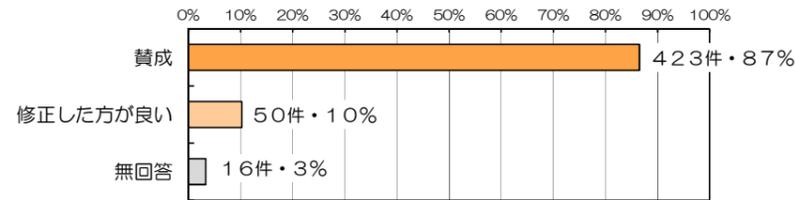
問 2-2 住居系地区(住居地区A、B)における制限(案)について



P4のルールのご覧ください!

壁面の位置の制限

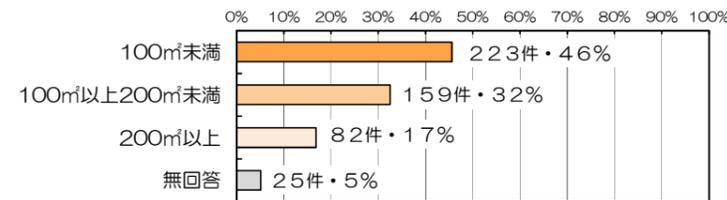
問 3 壁面の位置の制限(案)について



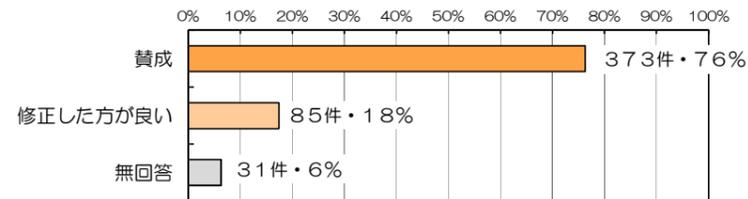
P4のルールのご覧ください!

敷地面積の最低限度

問 5-1 お持ちの土地、またはお住いの敷地の規模について



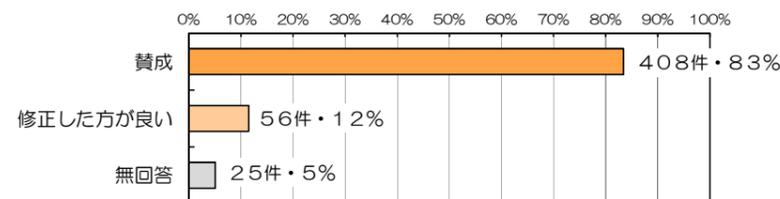
問 5-2 敷地面積の最低限度(案)について



P4のルールのご覧ください!

垣又はさくの構造の制限

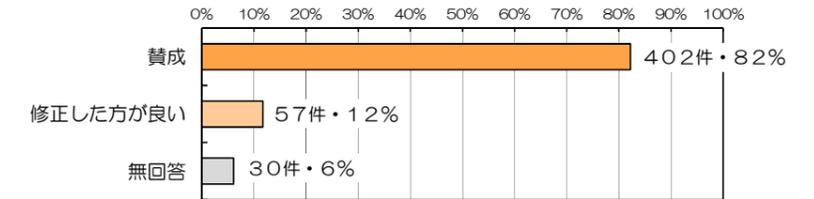
問 6 垣又はさくの構造の制限(案)について



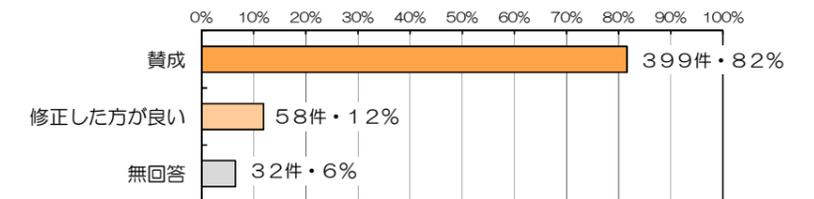
建築物等の高さの最高限度

問 4 各地区区分における建築物等の高さの最高限度(案)について

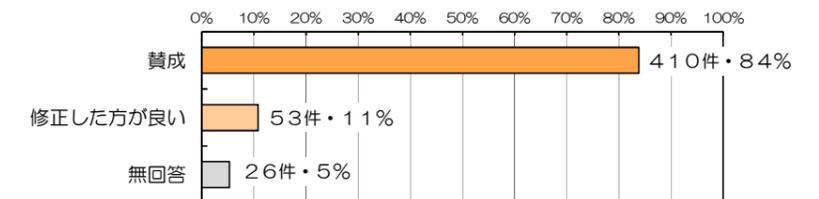
①商業地区について
(高さ31mまで。幹線道路沿道は高さ45mまでとする案)



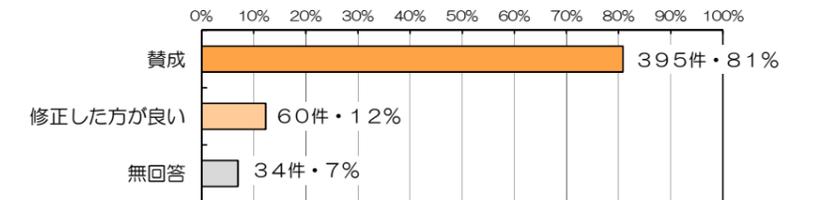
②近隣商業地区Aについて
(高さ22mまで。幹線道路沿道は高さ31mまでとする案)



③近隣商業地区Bについて
(高さ16mまで。幹線道路沿道は高さ22mまでとする案)



④住居地区Aについて
(高さ16mまで。幹線道路沿道は高さ22mまでとする案)



⑤住居地区Bについて
(高さ16mまで。幹線道路沿道は高さ22mまでとする案)

